

最低制限設計価格の改正について(建設関連維持管理業務委託)

下記に示すとおり、建設関連維持管理業務委託における最低制限価格等の改正を行いますので、適用時期、改正内容等を確認の上、入札事務には十分注意をお願いいたします。

(1)適用時期

令和5年4月1日以降入札公告又は入札執行通知を行うものから適用。

(2)改正の内容(建設関連維持管理業務委託)

最低制限設計価格の算定方法について、以下のとおり改正します。

改正	現行
【設定値】設計金額(税抜き)に92%を乗じて得た金額(1,000円未満の額は切り捨てる。)	【設定範囲】設計額の90%～92%
	【計算式】・直接工事費 ×0.97
	・共通仮設費 ×0.90
	・現場管理費 ×0.90
	・一般管理費等 ×0.68

建設関連維持管理業務委託に分類される業務は、長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領第3条に示すものをいう。

測量、地質、土木設計コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタントは、令和4年3月25日付け3建企第550号から変更ありません。詳細は長崎県建設関連業務委託最低制限価格制度試行要領をご確認下さい。

(3)その他

詳しい情報は、長崎県ホームページに掲載しておりますので、**必ず確認をお願いいたします。**

ホーム > 分類で探す > まちづくり > 土地・建設業 > 公共事業
入札・契約制度関係規則等 > 要綱・要領

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/tes-t-tochi-kensetsugyo/nyuusatsuyoukou/>